

建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料

1 判定手数料（法 12 I 関係）

【対 象】

新 築の場合 … 非住宅部分の床面積（開放部分を除く。）※¹が 2,000 m²以上

増改築の場合 … 以下の(1)から(3)までのすべてに該当するもの

- (1) 増改築後の非住宅部分の床面積（開放部分を除く。）が 2,000 m²以上
- (2) 増改築部分の非住宅部分の床面積（開放部分を除く。）が 300 m²以上
- (3) 特定増改築※²に該当しない

【手数料額】

非住宅部分の床面積※ ³	評価方法	
	モデル建物法※ ⁴	左記以外
2,000m ² 以上 ～ 5,000m ² 以下	259,000円	576,000円
5,000m ² 超 ～ 10,000m ² 以下	339,000円	710,000円
10,000m ² 超 ～ 25,000m ² 以下	407,000円	839,000円
25,000m ² 超 ～ 50,000m ² 以下	477,000円	957,000円
50,000m ² 超 ～	618,000円	1,193,000円

※¹ 令4条第1項に規定する床面積をいいます。

※² 法附則第3条に規定する特定増改築（法の一部施行日（平成 29 年 4 月 1 日）前に新築された建築物の増改築で、かつ、「増改築部分の床面積」 \leq $1/2 \times$ 「増改築後の床面積」を満たす増改築）をいいます。

※³ 法第 11 条第 1 項に規定する非住宅部分の床面積をいい、開放部分を含みます。

※⁴ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）第 1 条第 1 項第 1 号ロに定める基準による省エネルギー性能の評価をいいます。

2 変更判定手数料（法 12 II 関係）

【手数料額】

変更に係る部分の床面積×1/2 ＋増築部分の床面積	評価方法	
	モデル建物法※	左記以外
0m ² 超 ～ 300m ² 以下	96,000円	250,000円
300m ² 超 ～ 2,000m ² 以下	160,000円	404,000円
2,000m ² 超 ～ 5,000m ² 以下	259,000円	576,000円
5,000m ² 超 ～ 10,000m ² 以下	339,000円	710,000円
10,000m ² 超 ～ 25,000m ² 以下	407,000円	839,000円
25,000m ² 超 ～ 50,000m ² 以下	477,000円	957,000円
50,000m ² 超 ～	618,000円	1,193,000円

※ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）第 1 条第 1 項第 1 号ロに定める基準による省エネルギー性能の評価をいいます。

3 軽微変更該当証明書交付手数料（規則 11 関係）

【手数料額】 上記 2 に同じ